年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

A社を退職した直後に、私か私の母がB町役場(当時)の窓口で国民年金の加入手続を行い、私か私の母がB町役場の窓口で申立期間の国民年金保険料を納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金記録では、申立期間直後の昭和 53 年4月から 61 年3月までの長期間にわたり付加保険料が納付され、国民年金の住所変更手続及び国民年金被保険者の種別変更手続が複数回適切に行われているほか、申立期間以外に国民年金の未納期間は無いことから、国民年金制度への理解及び国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日及びB町(現在は、C市)の国民年金被保険者名簿に記載された付加保険料の納付の申出日から、昭和53年4月頃に行われたと推認でき、当該手続時点において、申立期間の保険料(定額保険料)は現年度納付することが可能である上、申立人から提出のあったB町から交付された文書「国民年金転出被保険者の資格と納付記録について」の納付記録欄には、「53.1~53.3納付」と記載されており、申立期間は3か月と短期間であることを踏まえると、申立人の申立期間の保険料は納付されていたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額を 35 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 19 日

私が勤務していたA社において、平成20年12月19日に支給された賞与に係る年金記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元破産管財人から提出された平成 20 年分の賞与に係る支給控除一覧表により、申立人は申立期間に同社から賞与の支払を受け、35 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の事業主から回答は無く不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たら ないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社) C工場における厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る記録を昭和32年6月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月6日から同年11月1日まで

私は、A社D工場に昭和29年9月6日に入社して以降、平成8年5月末日までA社に継続して勤務したが、厚生年金保険の加入記録では、同社C工場に勤務していた昭和32年6月6日から同年11月1日までの期間が欠落しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C工場の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の元同僚に照会したところ、その証言から、申立人は、申立期間において同社同工場に勤務していたことが推認できる。

また、上記の元同僚のうちA社C工場において社会保険事務を担当していた者は、「申立人は、申立期間当時、同社D工場から同社C工場に移っており、申立期間についても引き続き厚生年金保険に加入していたはずである。」と供述しており、同社同工場の前身である同社E工場において労務担当(社会保険担当)であった者は、「申立人は、同社を退職したわけではなく、臨時従業員は転勤が無いため、同社D工場を辞め、同社E工場に臨時従業員として採用された。申立期間当時、臨時従業員も厚生年金保険に加入し

ていた。」と供述している。

さらに、申立人と同様の勤務条件で、申立人より後にA社D工場から同社 C工場に移ったとする元同僚については、オンライン記録において、昭和 32 年9月1日に同社D工場の厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、同日に 同社C工場の同被保険者資格を取得しており、同社における厚生年金保険の 被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における 昭和32年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万6,000円とする ことが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たら ないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月5日は25万円、同年12月20日は20万円、16年7月8日は10万円、同年12月4日は13万7,000円、17年7月8日は14万7,000円、同年12月10日及び18年7月14日は18万円、同年12月8日は23万円、19年12月7日は25万円、20年7月4日は18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月5日

- ② 平成 15 年 12 月 20 日
- ③ 平成16年7月8日
- ④ 平成16年12月4日
- ⑤ 平成17年7月8日
- ⑥ 平成17年12月10日
- ⑦ 平成18年7月14日
- ⑧ 平成18年12月8日
- ⑨ 平成19年12月7日
- ⑩ 平成20年7月4日

私がA社に勤務した期間において支給された平成15年夏季賞与、同年冬季賞与、16年夏季賞与、同年冬季賞与、17年夏季賞与、同年冬季賞与、18年夏季賞与、同年冬季賞与、19年冬季賞与及び20年夏季賞与から厚生年金保険料が控除されているが、私の年金記録には当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与明細書、A社から提出された賞 与支給一覧表及び回答書により、申立人は申立期間において、同社から賞与 の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書及び賞与支給一覧表において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 7 月 5 日は 25 万円、同年 12 月 20 日は 20 万円、16 年 7 月 8 日は 10 万円、同年 12 月 4 日は 13 万 7,000 円、17 年 7 月 8 日は 14 万 7,000 円、同年 12 月 10 日及び 18 年 7 月 14 日は 18 万円、同年 12 月 8 日は 23 万円、19 年 12 月 7 日は 25 万円、20 年 7 月 4 日は 18 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②、③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成20年7月4日は40万円、21年12月11日は23万円、22年8月3日は5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月7日

② 平成20年7月4日

③ 平成21年12月11日

④ 平成22年8月3日

私がA社に勤務した期間において平成 19 年冬季、20 年夏季、21 年冬季 及び 22 年夏季に賞与が支給されているが、私の年金記録には当該賞与に係 る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正して ほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③及び④については、申立人から提出された賞与明細書、A 社から提出された賞与支給一覧表及び回答書により、申立人は、平成 20 年 7月4日に 40 万円、21 年 12 月 11 日に 23 万円、22 年 8 月 3 日に 5 万円の 標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた ことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②、③及び④の標準賞与額に基づく 保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間に係 る賞与支払届を社会保険事務所(当時。平成 22 年1月以降は年金事務所) に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事 業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと 認められる。 一方、申立期間①については、上記賞与明細書により、申立人は当該期間にA社から賞与を支給されているものの、当該賞与から保険料が控除されていないことが確認できる上、同社は、「社内のデータでは、当該賞与から保険料を控除したか分からないが、後で申立人から保険料を徴求した記録も無いので、当該賞与から保険料を控除していないと思われる。」と回答している。

このほか、申立人の主張する申立期間①に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年8月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月から平成2年3月まで

私が大学生だった 20 歳になったとき、母が私の国民年金の加入手続を行い、それから大学を卒業するまで、自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付してくれた。母が不在のときは、私が集金人に保険料を納付していた。それにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「大学生だった 20 歳になったとき、母が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 4 年 4 月 2 日に社会保険事務所(当時)からA市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認できる上、オンライン記録において、申立人の最初の国民年金の資格取得日(3年3月25日)は4年6月25日に処理されていることが確認でき、申立人の国民年金の加入手続は同年6月頃に行われたものと推認されることから、申立人の主張と相違する。

また、申立人の主張どおり申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、口頭意見陳述を実施したが、申立期間に国民年金の加入手続及び 国民年金保険料の納付を行っていたことを裏付ける申述は得られず、ほかに 申立期間の保険料が納付されていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告 書等)は無く、これをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年4月から 55 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から55年3月まで

私は、申立期間前の昭和51年11月から52年3月までの期間については、 入院した父の付添い及び自分の結婚準備に加え、自営業を始めた時期とも 重なったため慌ただしくしており、国民年金保険料を納付していなかった と思うが、同年4月頃、夫がA市役所で私の国民年金の加入手続を行い、 加入して以降、同市役所及び金融機関で夫婦の保険料を納付書で納付して いた。

私は、「保険料を一人分しか納付しなかったことはない。」と夫から聞いており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和52年4月頃、夫が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。」と主張しているが、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、55年3月頃に行われたことが推認されることから、申立人の主張と相違する。

また、申立期間の国民年金保険料の納付について、申立人の夫は、「妻の保険料を遡って納付したことはなく、夫婦の保険料を一緒に納付していた。」と述べているところ、上記のとおり、加入手続が行われるまで申立人は国民年金に未加入であったことから、申立期間当時、申立人の夫が夫婦の保険料を一緒に納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、これをうかがわせる周辺事情も見当 たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉国民年金 事案 4619 (事案 1621 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から48年6月まで

申立期間の国民年金保険料については、私の夫が納付してくれていたはずであり、前回の申立てにおいて、申立期間の保険料が納付済みと認められなかったことに納得できないので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人は、「夫は、昭和 42 年 12 月頃に夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人の国民年金保険料の 納付をしてくれていた。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記 号番号の払出時期は、払出簿により、53 年6月 30 日以降であることが確認 できる上、申立人の夫の手帳記号番号が払い出された 42 年 12 月頃の払出簿 には、夫の手帳記号番号の前後に申立人の名前は見当たらず、別の手帳記号 番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、ii) 申立 人に係る特殊台帳において、申立期間直後の48年7月から53年3月までの 保険料は申立人が第3回特例納付により55年6月に納付していることが確認 でき、これは、申立人が60歳になるまでの期間の保険料を納付したとしても 年金の受給権を得ることができなかったために、必要な納付月数となるよう に、その特例納付の納付期限直前に納付したものと推認できることから、申 立期間の保険料を納付していないものと考えられること、iii) 申立人の加入 手続及び申立期間当時の保険料の納付を行っていたとする申立人の夫は既に 他界しているため、加入時期及び納付状況が不明であることなどを理由とし て、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成 21 年9月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われてい る。

今回、申立人は、申立期間においてA区からB区に転居したとする前回の申立てにおける申述内容を訂正し、「申立期間はA区に居住していた。」と主張するとともに、新たな資料として年金手帳の写しを提出している。

しかし、申立期間における住所地の主張については、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、A区及びB区において申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、年金手帳の写しについては、前回の申立てにおいて提出されたものと同一のものであることから、これらは年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき 新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を 納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 12 月から 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月から3年3月まで

婚姻後の平成5年4月頃、夫が私の国民年金の第3号被保険者該当届をA市役所に提出してくれた。その後、申立期間の国民年金保険料の納付書が送付され、当時同居していた義父が「保険料を納付する。」と言ったが、結局、夫が当該納付書により約14万円の保険料を納付してくれた。私は、再度送付された納付書により約7万円の保険料を納付した記憶があるが、その分は納付済みとなっている4年9月から5年3月までの保険料と思われ、最初に夫が一括納付してくれた約14万円が申立期間の保険料であるはずにもかかわらず、申立期間の保険料が納付済みとなっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続は、申立人が所持する年金手帳の「最初の住所」欄にある申立人が婚姻前に居住していた実家の住所の記載及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日から、婚姻前の平成2年10月頃に行われたと推認されるところ、申立人は「平成2年10月頃に加入手続及び国民年金保険料の納付を行った記憶は無く、婚姻後の5年4月頃に、夫が第3号被保険者該当届を提出した後、申立期間の保険料を納付してくれた。」と主張している。

しかし、申立人が主張する申立期間の保険料の納付時期である婚姻後の平成5年4月頃時点では、申立期間の大半の期間にあたる3年2月以前の保険料は、時効により納付することができない上、申立期間の保険料を納付したとする申立人の夫は保険料の納付期間及び納付場所に関する記憶が明確ではないこと、及び申立期間当時、申立人と同居していた申立人の義父母は既に亡くなっていることから、申立期間の保険料納付の具体的な状況は不明である。

また、申立人は、「平成5年4月頃、申立期間の国民年金保険料の納付書が送付された後、再度納付書が送付された。」と主張していることから、オンライン記録において、同年4月前後が資格処理日である申立人の資格記録を見ると、4年9月21日の第1号被保険者の資格取得に係る処理が5年3月11日に、5年4月20日の第1号被保険者の資格喪失に係る処理が同年5月28日に行われていることが確認でき、これらの資格処理が行われるまでの期間において平成4年度及び5年度に係る保険料の納付書が作成された可能性はあるものの、前記のとおり、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付したとする平成5年4月時点において、申立期間の大半にあたる3年2月以前の保険料の徴収権は時効によって消滅していることから、申立期間の保険料に係る全ての納付書が発行され、送付されたとは考え難い。

なお、平成4年9月から5年3月までの国民年金保険料は、同年8月26日 に納付されていることが、オンライン記録において確認できる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払 出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出さ れたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の申立期間の国民年 金保険料が納付されていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は 無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情 も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。